

知財マネジメントに関する相談事例

過去に専門家へ寄せさせた相談内容を基に、どのような相談ができるのかをご紹介します。



契約書・契約締結・営業秘密等、法律事務に関する相談事例

01

育成者権の存続期間が満了したのですが、その後も品種の品質を維持するための費用がかかっています。その費用を補填するために、種苗提供を希望する者がいた場合に、利用許諾料のようなものがとれないのでしょうか。

02

特性上、品種登録出願に至らなかった育成品種について、その有効活用から県内の農業者に利用してもらいたいと思っていますが、どのような契約を結べばよいのでしょうか。

03

栽培方法に関する特許権を第三者が保有しています。似た方法で栽培したいという要望が県内にあるが、「やり方は似ているが特許権を侵害はしていない」「多少変えてはいるが侵害している」は、どのように判断すれば良いのでしょうか。

04

画期的な飼育方法を開発中で、成果は学会で公表する予定ですが、コアとなる技術はノウハウとして秘匿化し、特定の者だけに開示することを考えています。このようなノウハウはどのように管理して行けば良いのでしょうか。

05

当県と大学が共有している特許発明について、数年前にA社と実施許諾契約を締結しました。この度、別の会社（B社）から実施許諾契約を締結したいと申請がありました。共同発明者である大学に相談したところ、実施料の計算方法を変更したいと協議がありました。相手ごとに実施料を変えても問題ありませんか。

06

当県で育成した果実について品種登録をしています。また、この果実の栽培を県内の団体に許諾しています。今回、この県内の団体がこの果実の従属品種を開発し、品種登録されました。県としては、親品種の育成者権に基づいて従属品種の利用権設定契約を行うことを考えています。県としてどのように契約書を交わせばよいのでしょうか。

07

育成者権が共有の場合、共有者間の利用契約で一方が他方に品種の利用を許諾する必要がありますか。また、共有者間の利用契約で海外での品種の利用を制限することができますか。共有者間の利用契約に不爭条項は必要でしょうか。一方の利用により相手方に損害が生じた場合の損害賠償規定は必要でしょうか。



出願戦略を含む出願や制度、知財戦略、国際標準化、事業化等に関する相談事例

08

新たに開発している品種について、ブランド戦略の一環で、商標登録出願をしていましたが、拒絶理由通知を受け取りました。権利化を断念しなければならないのでしょうか。

09

特許出願を予定している研究成果について先に学会等で発表する際に留意する事項を教えてください。

10

共同研究の成果については共同で特許出願しなければいけないのでしょうか。

11

新たな性質を持つ乳酸菌について知的財産権による保護を受ける場合の留意点を教えてください。

12

現在開発中の品種の加工品を当地の特産品となるよう、「地名+〇〇」という商標を出願したいと思っていますが、登録が難しいという意見がありました。一方で、商標登録の中には地名が含まれているものもあります。どのような場合には地名を含んでも登録が認められるのでしょうか。

13

新品種である酒米やワイン用のブドウの特性調査や改良をするために外部の酒造会社やワイナリーで醸造してもらうこととなりました。未譲渡性の要件の例外と扱われるために留意すべきことを教えてください。

問い合わせ先

ご相談を希望される方は、相談項目ごと、以下の宛先に電子メールにてご連絡ください。応募の後、本事業の事務局もしくは専門家からご連絡させていただき、相談の対応をいたします。相談先に悩まれている場合は、事務局までご相談ください。適切な窓口へお繋ぎいたします。



契約書・契約締結・営業秘密等、法律事務に関する相談はこちら

r_tonomura@nakapat.gr.jp（担当：弁護士知財ネット 弁護士・弁理士 外村玲子）



出願戦略を含む出願や制度、知財戦略、国際標準化、事業化等に関するご相談はこちら

agri-chizai@tohmatu.co.jp（担当：有限責任監査法人トーマツ 事務局）